

## 小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例等の一部改正について

### 1 条例及び規則の改正の背景

国の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第8次地方分権一括法）により「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」が改正され、年3%に固定されている災害援護資金の貸付利率について、市町村の政策判断に基づき、これよりも低い利率での貸付けを条例で設定できるようになること等を踏まえ、小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例及び小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

※災害援護資金とは、都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた世帯主に対し、生活再建のために350万円を上限とし、一定の条件のもとで貸付けを行う制度です。

### 2 内容

#### (1) 小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

##### ① 災害援護資金の貸付利率の変更

利用者の返済負担を軽減するため、災害援護資金の貸付利率を現行の3%から3%以内とします。

なお、貸付利率は、保証人を立てる場合には無利子とし、保証人を立てない場合は、規則で定めることとします。

##### ② 災害援護資金の償還方法の拡充

利用者の災害援護資金の円滑な償還と確実な債権回収のため、災害援護資金の償還方法として現行の半年賦のほか、年賦と月賦を加えて、利用者が選択できるようにします。

##### ③ 保証人の要件緩和

被災等により保証人を立てられない被災者も災害援護資金の貸付けを受けられるよう、貸付条件の一つである連帯保証人の必置義務をなくします。

#### (2) 小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正

##### ① 保証人を立てない場合の貸付利率

保証人を立てない場合の措置経過後の貸付利率を年1%とします（利子延滞の場合を除く）。ただし、施行日以前に生じた災害に伴う貸付けについては、従前のおりとし、

### 3 施行予定日

平成31年4月1日（遡及適用の予定）